

平成22年11月22日
大臣官房総務課情報公開文書室
(担当・内線 室長平嶋壮州
室長補佐大村良平
(電話代表) 03(5253)1111(内線7321)

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について (地方受付分)

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(平成22年11月5日から平成22年11月11日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告(地方受付分)(10/11/22)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(地方受付分)

平成22年11月5日～11月11日受付分

(単位:件)

組 織 名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	計
大臣官房	0	0	0	0	0	0
医政局	0	0	0	0	0	0
健康局	0	1	0	0	0	1
医薬食品局	0	0	0	0	0	0
食品安全部	0	0	0	0	0	0
労働基準局	23	28	2	0	0	53
職業安定局	165	49	24	4	0	242
職業能力開発局	0	0	0	0	0	0
雇用均等・児童家庭局	0	3	0	0	0	3
社会・援護局	0	0	0	0	0	0
障害保健福祉部	0	0	0	0	0	0
老健局	0	0	0	0	0	0
保険局	1	0	0	0	0	1
年金局	0	0	0	0	0	0
政策統括官	0	0	0	0	0	0
合 計	189	81	26	4	0	300

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	39
制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	183
法令遵守違反に関するもの	3
その他	75

主な国民の皆様の声は、担当部局別に次ページ以降に添付してあります。

- 「地方」とは地方支分部局を指し、具体的には以下のとおりです。
- ・地方厚生(支)局(麻薬取締支所・分室及び都府県事務所を含む。)
 - ・都道府県労働局、労働基準監督(支)署、公共職業安定所(出張所・分室を含む)

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	健康局
照会先	健康局総務課 林 俊宏(内線2313) (ダイヤルイン03-3565-2077)

平成22年11月5日～11月11日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	1件	0件	0件	0件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	1件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	<p>国が政策的に、医療機関の敷地内全面禁煙を行う方向に進め、評価していることは、喫煙者に対する差別である。</p> <p>国は、喫煙を悪として喫煙者に対する差別となる施策を進めるのであれば、禁止薬物と同様にたばこを禁止し、たばこを根絶するような施策をすればいい。</p> <p>それができないのであれば、喫煙者も共存できる分煙対策で十分である。</p>		<p>貴重なご意見として拝聴し、国民の声として内容を上部機関にも報告させて頂く旨お伝えしました。</p>
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	労働基準局
照会先	総務課 課長補佐 西岡 邦昭(内線5554) 広報係長 林田 淳一(内線5582)

平成22年11月5日～11月11日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	23件	28件	2件	0件	0件	53件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	14件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	30件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	9件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	賃金台帳と労働者名簿は事業場ごとに保管しなくても本社で一括管理して問題はないのではないか。 監督官が来る場合は事前に連絡してくれれば本社から写しを取り寄せておくことで対応したいと思っているが、それで問題なしとしてほしい。		労働基準法では賃金台帳、労働者名簿とも事業場ごとに調製しておかなければならないが、支店など監督官が伺った際に、法定必要記載事項が記載された賃金台帳等がパソコンなどにより直ちに提出できる状態であれば、本社で管理することは可能であることなどを説明し、御理解を求めました。
2	(労働時間相談ダイヤルについて) このような相談は、毎日、実施してもらいたい。		労働時間相談ダイヤルについては今回、労働時間適正化キャンペーンの一環として実施したこと、労働時間の御相談などについては労働局や監督署で適宜相談を受け付けている旨説明し、御理解をいただきました。
3	当社に在職中の労働者が、割増賃金の支払について監督署へ相談に行った後に、会社に対して事前の話合いもなく、突然、割増賃金を請求する旨の文書を出してきた。 監督署は、会社との話合いを促すべきではないのか。		監督署では、相談者の方からお伺いした事実関係を基に、労働基準関係法令に照らして問題点を摘示し、これを解決するための適切な助言に努めていることなどを説明し、御理解を求めました。
4	ノー残業デーのニュースを見たが、厳しい雇用環境にあってこのような取組よりも、労働条件をめぐる各種トラブルへの対応に力を入れるべきではないか。		現下の厳しい情勢において、労働局や監督署では労働条件の確保・改善のための対策に重点的に取り組んでいること、ノー残業デーなどの労働時間等の見直しのための取組は、長時間労働の抑制、ワークライフバランスの推進の観点から、政府が取り組むべき課題として重要であることなどについて御説明いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	まじめに働かないため入社後すぐに解雇したら解雇予告手当を請求された。 このようなことを何度も繰り返す労働者に対し、監督署は、まじめに働くよう教育指導すべきではないか。		監督署は労働基準法等の法令の履行確保を図る機関であることなどを御説明いたしました。
6	この不景気の時代に、最低賃金を大幅に上げるのはおかしい。これでは、雇用を守ることができない。労働者が職を失い困るのではないか。		最低賃金は、地域における労働者の生計費、通常の事業の支払能力等を勘案して地方最低賃金審議会の審議を経て、決定されるものであること、政府としても最低賃金の引上げが円滑に実施されるよう、様々な取組に努めていることなどを説明し、御理解を求めました。
7	昨年の足場の規則改正について、小規模な事業場の大工等はその内容の詳細について理解しているとは思えない。組合等に入っていない小規模な事業者に対して説明会などを実施するべきではないか。		お問い合わせの規則改正の内容については、規則改正後に研修会を開催をしていること、今後の開催予定の案内などについて説明し、御理解をいただきました。
8	職場における受動喫煙防止対策を強化してほしい。		現在、本省において、職場における受動喫煙防止対策に関する検討会の結果を踏まえて、労働政策審議会にて今後の取組等について御議論をいただいていることなどを御説明いたしました。
9	労災保険料率について、「農業」の料率は1000分の12と高い。 「農業」の業種を細分化して危険度の少ないものは料率を下げたい。		労災保険料率設定の基本的な考え方や労災保険率適用事業細目などについて説明し、御理解をいただきました。
10	労働保険料の領収済通知書について、納付の場所として日本銀行(本店、支店、代理店又は歳入代理店)と書いてあるが、どこにあるのか。最寄りの銀行を教えてください。		御相談者の方の近くの日本銀行の歳入代理店となっている金融機関について御案内いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

平成22年11月5日～11月11日受付分

部局(課室)名	職業安定局
照会先	中央職業安定監察官室 中央職業安定監察官 高崎 雅之(内線5653) (直通:03-3502-6768)

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	165 件	49 件	24 件	4 件	0 件	242 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	21 件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	152 件
	法令遵守違反に関するもの	3 件
	その他	66 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	求人票には年齢不問と書いてあるにもかかわらず、現実的には年齢制限があり、改善してほしい。さらに性別も記入していただきたい。		雇用対策法により、労働者一人一人に均等な機会が与えられるよう、労働者の募集・採用における年齢制限を原則禁止しております。 また、男女雇用機会均等法に基づき、労働者の募集および採用に当たっては、性別を理由とする差別は禁止されております。このため、ハローワークでは、違法な恐れのある求人には指導を行っている旨ご説明し、ご理解いただきました。
2	ハローワークの求人を増やしてほしい。		現在、ハローワークでは、求人を確保するため、求人開拓推進員を配置し、企業訪問を実施しております。引き続き求人開拓のための努力をする旨ご説明し、ご理解いただきました。
3	自己都合で離職した場合、失業保険の給付に3ヶ月の給付制限がかかるが、この給付制限をなくしてほしい。		雇用保険制度の趣旨は、労働者の生活及び雇用の安定と就職促進のために、失業された方や教育訓練を受けられる方等に対して、失業等給付を支給するものであり、自己都合による離職は、任意的な離職であることから、給付制限を設けている旨ご説明し、ご理解いただきました。
4	ハローワークの駐車場が混んでいる。改善してほしい。		該当ハローワークの駐車場は、収容台数が限られており、近隣にも駐車スペースがなくご迷惑をおかけしています。ご来所の際は、なるべく公共交通機関をご利用いただくようご説明し、ご理解をいただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	社会保険未加入と言うことで求人が受け付けられないのは納得がいかない。		厚生年金保険および健康保険は、所定の要件を満たした場合には法令により加入が義務づけられている事項です。また、求職者の関心も高く、重要な労働条件となっている旨ご説明し、ご理解いただきました。
6	ハローワークに設置されている求人検索装置が更新されたことにより、求人検索時の操作方法が変更となったが、変更後の操作方法がよくわからない。		新しい求人検索装置については、求人検索をより詳細に行えるよう機能を追加しているため、当分の間は操作方法をご案内するための職員を必要に応じて配置することとしております。わかりにくいことがございましたら、お近くの職員にお尋ねください。
7	ハローワークの求人に応募したが、事業所から採否結果の通知書が届くのが遅い。求人票に記載された日までに連絡するよう指導してほしい。		採用・不採用の結果につきましては、早急に求職者及びハローワーク双方に通知するよう事業主を指導しております。なお、求人票に記載された期日を経過しても通知がない場合は、窓口にご相談いただければ、事業主へ問い合わせる等対応する旨ご説明しました。
8	このたびハローワークの紹介により就職できました。担当の方に親身に相談に乗っていただきました。仕事に就くありがたさを痛感いたしました。ありがとうございました。		今後もお役に立てるよう、いただいたご意見を該当ハローワーク職員で共有いたしました。
9	ハローワークの庁舎の待合室の椅子座面が汚れ、破れも目立つので気になるので、取り替えて欲しい。		該当ハローワークにおいては、今月中には使用不適當な椅子を取り替える予定です。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課長補佐 中山 理(内7832) 電話:03-3595-3271 FAX:03-3502-6762

平成22年11月5日～11月11日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	3件	0件	0件	0件	3件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	2件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	1件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	中小企業子育て支援助成金について 育児休業は平成4年から法律で義務付けられており、その頃から法に沿って育児休業を取得させていた企業は助成金の対象外で、今まで育児休業を取らせていなかった企業が、この助成金目当てに育休取得を認めて100万円助成金を受け取る、というのは納得できない。		制度の趣旨をご説明し、ご意見として承りました。
2	現行法では、育児休業取得者の代替として期間を定めて雇用した労働者についても、短時間勤務の適用を受けることができる。育児休業取得者の代替の役割を果たさなくなり納得がいかない。		制度及び法の趣旨を説明し、ご理解いただきました。
3	都道府県の社会福祉法人の監査でも労働関係の法遵守事項についてチェックを受けている。さらに、労働局から指導を受けるのは納得できない。都道府県との連携を図り、監督業務を一本化してほしい。		均等法、育介法、パート法の施行機関は労働局であることをご説明致しました。
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	保険局
照会先	課長補佐 尾崎 (内線3216)

平成22年11月5日～11月12日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	1件	0件	0件	0件	0件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	1件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	現在事業主として名古屋市で会社を営んでいるが、75歳となったことにより健康保険(被用者保険)は資格喪失し、後期高齢者医療保険に加入することになった。そのため保険料は今までの約2倍となり、医療機関での窓口負担も3割となり制度に対する不満を感じる。健康保険(被用者保険)に継続加入できるように本人の選択が可能となるようにしてほしい。厚生労働省本省に意見を伝えてほしい。		現行制度では、75歳以上の方は後期高齢者医療制度に加入し、保険料及び医療機関での窓口負担は所得に応じて決められていること、また、現在、高齢者医療制度改革会議には、サラリーマンの高齢者は被用者保険に加入するような改革案も提出されている旨をご説明しました。なお、今回のご意見につきましては、厚生労働省本省へお伝えする旨をご説明し、ご了承を頂きました。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。